

デジタルハリウッド大学学費等納入規則

制定 平成22年3月10日

改定 令和5年9月29日

(目的)

第1条 この規則は、次の各号に列記する規則の規定に基づき、デジタルハリウッド大学の学部における入学検定料、入学金、授業料及びその他の手数料について納入期限、納入額、身分異動に伴う学費等の取扱い、その他必要な事項について定める。

(1) デジタルハリウッド大学学則第45条、第46条及び第47条

(2) デジタルハリウッド大学学位規則第15条第2項

(入学検定料)

第2条 入学検定料等の内訳及び金額については、別表1に定める額とする。

2 指定校推薦入試については、検定料を徴収しないものとする。

(学費)

第3条 入学金及び授業料等の内訳及び金額については、別表2に定める額とする。

2 学費の減免及び免除については、入学時には入試委員会の審査に基づき当該金額および期間を決定する。入学後は、年度ごとの審査により当該金額を決定する。ただし、本学の定める基準に満たない場合は当該減免及び免除を停止することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、別表2に掲げる額を超えない範囲でこれを変更することができる。

(科目履修生の検定料、聴講生選考料、入学金及び授業料等の額)

第4条 科目等履修生の検定料、聴講生の選考料、入学金及び授業料等については別表3に定める額とする。

(学費の納入期限)

第5条 新入学、編入学の学生及び科目等履修生、聴講生は、入学の手続きの際、各募集要項及び入学手続き案内に定める期日までに当該年度の学費を納入しなければならない。

2 前項の学生を除く在学学生は4月30日までに該当学年の学費を納入しなければならない。ただし、納入期限日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

(学費の分納)

第6条 学費は、次のとおり分納することができる。

分納前期分 前期授業料、運営費、演習費

分納後期分 後期授業料

2 前項の規定に基づき分納をする場合の分納後期分の納入期限は、9月30日までとする。

(学費の延納)

第7条 特別な事情により第5条及び第6条に定める期日までに学費の納入が困難な者は、その期限日までに所定の様式により、学費の延納を願い出ることができる。

2 前項の規定により延納の許可を得た者の学費延納期限日は、前期分6月30日、後期分11月30日とする。

(学費の特別分納)

第8条 特別な事情により第7条に定める期日までに学費の納入が困難な者は、別に定める期限日までに所定の様式により、原則として年4回又は12回、卒業判定を受ける年度においては、10回の特別分納を願い出ることができる。

2 前項の規定により特別分納の許可を得た者の学費特別分納期限日は、別に定めるところとする。

3 天災、火災、その他の災害等の事由による場合は、学費を免除又は猶予する場合がある。

(学費の返還)

第9条 既に納入した学費及び手数料は、これを返還しない。ただし、学則第47条の

規定を含め、次の各号に該当する場合は、これを返還する。

- (1) 入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取り消し願いを届け出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費
 - (2) 次年度の学費を在学年度以前に納入後、当該在学年度中に退学、除籍、又は放學された者の既納次年度学費
 - (3) 後期授業料を納入後、前期中に退学、除籍又は放學された者の後期授業料
 - (4) 休学者の既納学費に余剰が生じた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、退学、除籍、放學にあった者の在学していた当該期分の授業料は、これを返戻しない。

(休学時の学費等)

第10条 休学を希望する者は、休学願出時に休学期間中の学費を納入しなければならない。

2 休学期間中の学費は以下を免除する。

- (1) 2014年度以前に入学した学生 別表2に掲げる授業料
- (2) 2015年度以降に入学した学生 別表2に掲げる授業料、演習費

3 前項の規定にかかわらず、兵役が理由の休学の場合、休学期間中の学費は全て免除する。

(退学時の学費等)

第11条 退学を希望する者は、退学願出時に在籍期間中の学費の全額を納入済としなければならない。

(留学諸費用)

第12条 学生が、協定又は認定する外国の大学に留学を希望する際の学費及び留学諸費用は学費納入案内、及びその他費用の案内に定められた額とし、同じく定められた期日までに納入しなくてはならない。

(再試験料)

第13条 再試験料は別表4に定める額とし、別に定める期日までに納入しなくてはならない。

(手数料)

第14条 各種証明書発行等の手数料は、その都度納入しなければならない。なお、その種類及び額は別表5に定める額とする。

(留年者の学費等)

第15条 留年者の学費は、別表6に定める額とする。

(再入学)

第16条 再入学の検定料および入学金は、別表7に定める額とする。

2 再入学者の授業料、運営費、演習費は別表2に定める額とする。

(学費未納者)

第17条 学費を定められた期日を越えても納入しない場合は、学則第41条の規定に基づき除籍する。

(その他)

第18条 この規則に定めるものの他、学長が必要と認める事項については、必要な都度学生に告知する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、デジタルハリウッド大学における検定料、入学金及び授業料等の費用に関する規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 選抜方式別の検定料の額

区分	金額
検定料（注1）	
総合型選抜	30,000円
総合型選抜【特待生選考】	30,000円
一般選抜（大学入学共通テスト利用方式）	15,000円
一般選抜（A方式、B方式）	30,000円
（外国人留学生）日本国内選抜	30,000円
（外国人留学生）日本国外選抜	20,000円
3年次編・転入学選抜	30,000円

注1：学校推薦型選抜については、検定料を徴収しないものとする。

別表2 入学金及び授業料等の額

2012年度以前に入学した学生

区分	金額	学費分納の場合	
		前期	後期
入学金	250,000円		
授業料	980,000円	490,000円	490,000円
運営費	98,000円	98,000円	
演習費	98,000円	98,000円	

2013年度および2014年度に入学した学生

区分	金額	学費分納の場合	
		前期	後期
入学金	250,000円		
授業料	980,000円	490,000円	490,000円
運営費	118,000円	118,000円	
演習費	118,000円	118,000円	

2015年度以降、2019年度迄に入学した学生

区 分	金 額	学費分納の場合	
		前 期	後 期
入学金	250,000 円		
授業料	980,000 円	490,000 円	490,000 円
運営費	149,000 円	149,000 円	
演習費	149,000 円	149,000 円	

2020年度以降、2023年度迄に入学した学生

区 分	金 額	学費分納の場合	
		前 期	後 期
入学金	250,000 円		
授業料	980,000 円	490,000 円	490,000 円
運営費	180,000 円	180,000 円	
演習費	180,000 円	180,000 円	

2024年度以降に入学した学生

区 分	金 額	学費分納の場合	
		前 期	後 期
入学金	250,000 円		
授業料	1,040,000 円	520,000 円	520,000 円
運営費	190,000 円	190,000 円	
演習費	190,000 円	190,000 円	

別表3 科目等履修生及び聴講生の検定料、入学金及び授業料等の額

区 分	科目等履修生	聴講生
検定料	10,000 円	
選考料		10,000 円
入学金	100,000 円	
授業料 (1 単位)	36,000 円	
聴講料 (1 単位)		18,000 円

別表4 再試験料

種 類	金額
再試験 (1科目につき)	2,000 円
卒業再試験 (1単位につき)	5,000 円

別表5 手数料等

種 類	金額
在学証明書	300 円
在学証明書(英文)	300 円
在籍証明書	300 円
在籍証明書(英文)	300 円
在学期間証明書	300 円
在学期間証明書(英文)	300 円
在留期間更新書類	300 円
成績証明書	300 円
成績証明書(英文)	300 円
卒業見込証明書	300 円
卒業見込証明書(英文)	300 円
卒業証明書	300 円
卒業証明書(英文)	300 円
健康診断証明書	800 円
健康診断証明書(英文)	3,500 円
学費納付証明書	500 円
学費納付証明書(英文)	500 円
出席率証明書	300 円
英文推薦書 (留学用)	3,000 円
学生証の再発行	4,000 円
通学定期乗車券発行控	300 円
学位記の再交付	10,000 円
外国人留学生 特定活動ビザ 推薦状発行手数料	15,000 円

別表6 留年者の学費
2012年度以前に入学した学生

区 分		金 額	学費分納の場合	
			前 期	後 期
前期で 修了する者	授業料	490,000 円		
	運営費	98,000 円		
	演習費	98,000 円		
後期で 修了する者	授業料	980,000 円	490,000 円	490,000 円
	運営費	98,000 円	98,000 円	
	演習費	98,000 円	98,000 円	

2013年度および2014年度に入学した学生

区 分		金 額	学費分納の場合	
			前 期	後 期
前期で 修了する者	授業料	490,000 円		
	運営費	118,000 円		
	演習費	118,000 円		
後期で 修了する者	授業料	980,000 円	490,000 円	490,000 円
	運営費	118,000 円	118,000 円	
	演習費	118,000 円	118,000 円	

2015年度以降、2019年度迄に入学した学生

区 分		金 額	学費分納の場合	
			前 期	後 期
前期で 修了する者	授業料	490,000 円		
	運営費	149,000 円		
	演習費	149,000 円		
後期で 修了する者	授業料	980,000 円	490,000 円	490,000 円
	運営費	149,000 円	149,000 円	
	演習費	149,000 円	149,000 円	

2020年度以降、2023年度迄に入学した学生

区 分		金 額	学費分納の場合	
			前 期	後 期
前期で 修了する者	授業料	490,000 円		
	運営費	180,000 円		
	演習費	180,000 円		
後期で 修了する者	授業料	980,000 円	490,000 円	490,000 円
	運営費	180,000 円	180,000 円	
	演習費	180,000 円	180,000 円	

2024年度以降に入学した学生

区 分		金 額	学費分納の場合	
			前 期	後 期
前期で 修了する者	授業料	520,000 円		
	運営費	190,000 円		
	演習費	190,000 円		
後期で 修了する者	授業料	1,040,000 円	520,000 円	520,000 円
	運営費	190,000 円	190,000 円	
	演習費	190,000 円	190,000 円	

別表7 再入学に関する費用

区分	金額
検定料	10,000 円
入学金	250,000 円